

2022年6月24日

株主各位

千葉県美浜区幸町二丁目1番2号

株式会社千葉興業銀行

取締役頭取 梅田 仁 司

第100回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第100回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第100期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
本件は、上記事業報告、計算書類の内容を報告いたしました。
 2. 第100期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
- 決議事項**
第1号議案 剰余金の配当の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

承認可決された定款変更の内容は、次のとおりであります。

1. 変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

ア.変更案第27条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

イ.変更案第27条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ウ.株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第27条）は不要となるため、これを削除するものであります。

エ.上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2)上記に伴う所要の変更の他、定款全体を見直し引用する定款の条数の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第27条 当銀行は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第27条 当銀行は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p>第1条 現行定款第27条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第27条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である<u>2022年9月1日（以下施行日という）</u>から効力を生ずるものとする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第2章の2 優先株式</p> <p>第11条 当銀行は、第51条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の信託受託者（以下優先信託受託者という）、優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の信託受託者（以下普通信託受託者という）、普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。(以下条文省略)</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第27条は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>第11条 当銀行は、第52条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の信託受託者（以下優先信託受託者という）、優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の信託受託者（以下普通信託受託者という）、普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。(以下現行どおり)</p>

変	更	前	変	更	後
第12条	当銀行は、第52条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という）を支払う。	第12条	当銀行は、第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という）を支払う。	第23条	第53条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。
第23条	第53条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。	第23条	第54条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。		

第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に青柳俊一、梅田仁司、松丸隆一、神田泰光、白井克己、戸谷久子、山田英司、杉浦哲郎の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

なお、戸谷久子、山田英司、杉浦哲郎の各氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に豊島達哉氏が新たに選任され、就任いたしました。

なお、豊島達哉氏は社外監査役であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に米倉偉之氏が選任されました。

なお、米倉偉之氏は、社外監査役の補欠であります。

以 上

取締役については、本総会終了後開催された取締役会の決議により、監査役については、本総会終了後開催された監査役会の決議により、次のとおりとなりました。

取締役会長 (代表取締役)	青柳俊一
取締役頭取 (代表取締役)・CEO	梅田仁司
取締役副頭取 (代表取締役)・COO	松丸隆一
常務取締役	神田泰光
常務取締役	白井克己
取締役 (社外取締役)	戸谷久子
取締役 (社外取締役)	山田英司
取締役 (社外取締役)	杉浦哲郎
常勤監査役	加藤重人
常勤監査役	横山均
監査役 (社外監査役)	菊川隆志
監査役 (社外監査役)	豊島達哉

配当金のお支払について

配当金につきましては、次のいずれかの方法によりお支払申しあげます。

1. 配当金領収証によりお受け取りの方
同封の「配当金領収証」記載のお支払い方法をご高覧のうえ、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局等の窓口にてお受け取りください。
※次回より口座振込をご希望の場合は、お取引の証券会社にてお手続きください。
2. 口座振込をご指定の方
同封の配当金関係書類をご確認ください。